

いなべ市監査委員告示 第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成30年度北勢町治田財産区定期監査の結果報告を次のように公表する。

平成30年11月21日

いなべ市監査委員 羽場 恭博

いなべ市監査委員 鈴木 順子

い監査第 108 号
平成30年11月21日

北勢町治田財産区管理者
いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市監査委員 羽場 恭博
いなべ市監査委員 鈴木 順子

定期監査について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

平成30年度

いなべ市北勢町治田財産区
定期監査結果報告書

いなべ市監査委員

目 次

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 監査実施年月日及び実施場所 | 1 |
| 2 | 監査の種類 | 1 |
| 3 | 監査の対象 | 1 |
| 4 | 監査の方法 | 1 |
| 5 | 監査の主眼 | 1 |
| 6 | 監査の結果 | 2 |

1 監査実施年月日及び実施場所

平成30年10月24日（水）
いなべ市役所 監査委員事務局

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査。

3 監査の対象

平成30年度の予算に係る財務及び事務事業等を対象とした監査を行った。

4 監査の方法

平成30年度の定期監査は所管事務・事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当職員から配置職員の状況、予算の執行状況、事務事業の管理、運営、契約の関係諸帳簿、証書類などの説明を受ける方法で監査を実施した。

5 監査の主眼

予算の執行が的確に効率的に行われ、かつ、事務事業は予算の目的に基づいて行われたか。法令等に従って適正に行われているか。行政全般の運営、住民福祉の増進に最小経費で最大効果をあげるため、組織・運営の合理化が図られ、正確性・有効性が生かされているかなどを主眼とした。

- (1) 予算の執行状況については、収入の処理が適正か、支出は経済的、効率的に行われているか。違法・不当な会計処理はないか。
- (2) 財産の管理状況については、その取得、管理及び処分が適正に行われ、かつ、効率的に運用されているか。
- (3) 物品の管理状況については、その購入、維持管理が適正に行われ、かつ、効率的に活用されているか。
- (4) その他事務事業の執行状況については、計画的、効率的に行われ、所期目的の成果をおさめているか。

6 監査の結果

いなべ市北勢町治田財産区会計の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査をしたが、おおむね良好に事務処理が行われていると認められた。財産区の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

職員数 特命監、課長を含む 2名 非常勤 2名

いなべ市北勢町治田財産区内の財産の保全・管理及び治田財産区議会の議会運営の業務を行っている。

指摘事項等については、特に述べることはない。